

評価結果要約表（和文）

1. 案件概要	
国名：ルワンダ共和国	案件名：障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト
分野：障害者支援／平和構築	援助形態：技術協力プロジェクト
所轄部署：人間開発部高等教育・社会保障グループ社会保障課	協力金額：1億9,675万円（終了時評価時点）
協力期間： 2011年3月11日から2014年3月10日（3年間） R/D署名日：(R/D)2010年12月22日	先方関連機関：ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（Rwanda Demobilization and Reintegration Commission：RDRP I）
	日本側協力機関：なし
	他の関連協力スキーム：
<p>1-1 協力の背景と概要</p> <p>ルワンダ共和国（以下、「ルワンダ」と記す）では、長年にわたる内戦及び1994年の大虐殺や、コンゴ民主共和国など近隣国との紛争により肥大化したルワンダ愛国軍（のちにルワンダ国軍に移行）の適正規模への縮小と、1994年以降コンゴ民主共和国へ流出した民兵の動員解除及び帰還の推進が、政治・治安・経済的な側面からの喫緊の課題であった。</p> <p>この問題に対応するために、1997年にルワンダ政府は「ルワンダ動員解除・社会復帰プログラム ステージ1（Rwanda Demobilization and Reintegration Program：RDRP I）」を国軍兵士を対象として開始した。2001年からは、軍事費の削減と国民和解の一環として、主にツチ族で構成される国軍兵士のみならず、1994年以前の旧政府軍兵士と1994年以降ルワンダ国外で武装活動をしている民兵も対象とした「RDRP ステージ2（RDRP II）」を開始し、2009年にRDRP IIが終了するまでに、国軍兵士・旧政府軍兵士・元民兵合わせて6万人以上の戦闘員の動員解除と社会復帰を促進した。</p> <p>このなかには戦闘により障害を負った元戦闘員が多く含まれているが、RDRPにおける障害を持つ元戦闘員に対する支援は、医療支援及びリハビリテーション器具の支給に限定されており、社会復帰を促進する技能訓練支援は含まれていなかった。ルワンダにおいて障害者に対する技能訓練を実施している機関は限定されており、障害を持つ元戦闘員を社会的・経済的にコミュニティに統合していくための制約は大きい。</p> <p>このような状況を受け、ルワンダ政府からの要請に基づき、独立行政法人国際協力機構（JICA）は2005年12月から2008年12月まで、技術協力プロジェクト「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」（以下、「先行プロジェクト」と記す）を実施した。同プロジェクトでは非障害者や元戦闘員以外の人々が共に訓練を行い、技能を習得することにより、障害を持つ元戦闘員の社会復帰を推進することを目的として、①技能訓練の提供、②技能訓練センター関係者への研修、③技能訓練センターのバリアフリー化を実施し、925人の障害を持つ元戦闘員が技能訓練を修了した。さらに、2009年度には、同プロジェクトのフォローアップ協力を実施し、約100人の障害を持つ元戦闘員に対して技能訓練を実施した。</p> <p>2010年1月から「RDRP ステージ3（RDRP III）」が開始され、2013年12月まで実施予定である（2014年6月までの延長については2013年10月時点で世銀と交渉中）。元戦闘員が文民としてコミュニティに社会復帰していくことは、ルワンダの平和の定着のために重要であり、</p>	

RDRP は国軍兵士のみならず、旧政府軍兵士や元民兵も支援対象としていることから、国民和解の促進や国境を越えた地域の安定にも影響を与えており、ルワンダ政府は迅速な支援を必要としていた。また障害を持つ元戦闘員のみならず、1994年の大虐殺などにより障害を負った一般市民、また、虐殺以外の原因で障害を持つ人々も多く存在することから、ルワンダ政府は、有効な成果を上げた先行プロジェクトを踏まえ、障害を持つ元戦闘員と一般障害者（非戦闘員で何らかの障害を有する者を指す。以下同様。）が共に技能訓練を行い、就労を実現することで対象者の社会参加の促進を図る協力を日本に要請し、2011年3月から協力を開始した。

1-2 協力内容

2011年2月より、障害を持つ元戦闘員及び障害者が共に技能訓練を行い、就労により、社会参加を実現することを目的に、ルワンダ動員解除・社会復帰委員会（RDRC）をカウンターパート（C/P）機関として、技術協力プロジェクト「障害を持つ元戦闘員と障害者の社会復帰のための技能訓練及び就労支援プロジェクト」（以下、本プロジェクト）が実施された。

（1）上位目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と一般障害者の社会参加が促進される。

（2）プロジェクト目標

技能訓練に参加した障害を持つ元戦闘員と一般障害者の就労が実現される。

（3）成果

1. 障害を持つ元戦闘員と一般障害者に対する技能訓練実施に係る環境が整備される。
2. 障害を持つ元戦闘員と一般障害者に対する技能訓練サービスが強化される。
3. 障害を持つ元戦闘員と一般障害者に対する就労支援のためのサービスが促進される。
4. 障害を持つ元戦闘員と一般障害者の社会参加を促進する関連機関とのパートナーシップが強化される。

（4）投入

日本側：総投入額 1.97 億円（終了時評価時点）

1. 専門家の派遣 4名（3年間合計 60MM）
長期専門家：2名 障害者支援、研修/業務調整の2分野
短期専門家：2名 バリアフリー、障害平等研修（第三国派遣）の2分野
2. 研修員受入れ 9名
3. 機材供与 0円
4. 現地業務費 13.67 百万円（2013年8月末時点）

ルワンダ側：

1. C/P 配置 C/P と関連機関を含めて 33人
2. 執務室
3. ローカルコスト（ラジオ放送費等）

2. 評価調査団の概要			
調査団員	総括	小向 絵理	JICA 国際協力専門員 (平和構築)
	協力企画	桑原 知広	JICA 人間開発部社会保障課 副調査役
	評価分析	青木 憲代	アイ・シー・ネット株式会社 コンサルタント
調査期間	2013年9月15日～2013年10月3日	調査種類	終了時評価
3. 評価結果の概要			
3-1 実績の確認			
3-1-1 成果の達成度			
各成果はおおむね達成された。			
成果1については、障害者が受ける技能訓練のための環境づくりについては、訓練生が学ぶための物理的なアクセスビリティの改善のみならず、技能訓練センター関係者、訓練生、訓練生関係者らの障害に対する理解が促進された。			
成果2については、プロジェクト終了時までには、1,546人が技能訓練コースを修了する予定である。訓練修了生の訓練に対する満足度は95.3%。(調査対象者1,246人中、837人が有効回答数)(*2011年度及び2012年度に修了した1,246人)			
成果3については、修了生の92.3%が、新しい組合を結成する、または既存の組織に参加した(調査対象者1,246人中全員が有効回答)。修了生の93.3%がスターターキット(訓練中または訓練修了後に修了生個人または組合単位に提供される資機材で、例えば裁縫コースではミシン、農業コースでは農機具がこれに該当する)を活用しており(調査対象者1,246人中、900人が有効回答数)、また修了生の94.0%(調査対象者1,246人中、886人が有効回答数)がプロジェクトの就労促進サービスに対して満足している。これらが技能訓練終了時点から6カ月後修了生に対して実施された追跡調査で確認された。スターターキットの活用と就労支援サービスへの満足度に関して、未確認の修了生がそれぞれ、346人と360人存在するものの、おおむね達成されていると判断できる。			
成果4についても、関連機関のパートナーシップが障害者の社会参加を目的として強化された。ただし、プロジェクトの経験や教訓についての文書化は終了時評価時点で進行中であった。			
3-1-2 プロジェクト目標の達成度			
プロジェクト目標の指標である修了生の収入の創出については、追跡調査で確認できなかった修了生(346名)を母数から除外すると90.9%、同未確認の修了生を母数に含めた場合、65.7%が訓練終了後、6カ月間に訓練で習得した技術を活用して収入を創出していることが確認されている。プロジェクト目標はおおむね達成されていると判断できる。			
3-2 評価結果の要約			
(1) 妥当性：高い			
国家経済開発貧困削減計画(Economic Development and Poverty Reduction Strategy: EDPRS, 2008～2012年)では、国民和解の重要性が強調されており、EDPRSにおいては社会保障の柱の中で、障害を持つ元戦闘員や一般障害者などの社会的弱者への支援が明記されている。それに引き続く第2次国家経済開発貧困削減計画(EDPRS 2)(2013～2018年)においても、横断的分野の4優先分野の開発課題として障害者とソーシャルインクルージョンを掲げ、本プロジェクトは、能力開発と障害者の社会参加に直接関連しているため、			

政策との整合性は高い。ルワンダ動員解除・社会復帰プログラムステージ「RDRP ステージ3 (RDRP III)」が継続され、元戦闘員が文民としてコミュニティに社会復帰していくことは、ルワンダの平和の定着のために重要である。

本プロジェクトは、2012年4月に策定された対ルワンダ日本政府国別援助方針が重点分野としている「成長を支える人材育成（科学技術教育・訓練）」とも合致している。障害を持つ元戦闘員と一般障害者の技能訓練に関わるニーズにも呼応している。ルワンダでは一般障害者の統計が限られているが、元戦闘員については障害を持つ元戦闘員の人数、居住地、障害の種別・重度をRDRCが把握している。したがって元戦闘員から支援を開始することは、受益者の計画的なターゲティングを可能とするため、エントリーポイントとして妥当である。妥当性は高いと評価できる。

(2) 有効性：高い

技能訓練の実施（成果2）だけではなく、障害者が安心して訓練を受けることのできるバリアフリー環境の整備（成果1）と交通費としての日当支給、訓練生へのスターターキットの供与に代表される就労支援（成果3）、プロジェクトを進めていくうえで連携を深めた障害分野の関係機関とのパートナーシップ強化（成果4）が複合的に作用した結果、訓練生が訓練修了後に訓練で得た技術や知識を生かして収入を得ていることが確認された。前述のとおりプロジェクト目標はおおむね達成されており、4つの成果を基軸にしたプロジェクトデザインは適切であったと評価できる。促進した要因として、技能訓練、交通費としての日当支給、スターターキット供与の3点セットが有効であった。そのための環境整備であるバリアフリー化も功を奏した。RDRC、11カ所の技能訓練センター、全国障害者協議会（National Council of Persons with Disabilities：NCPD）、教育省雇用開発局（Workforce Development Authority：WDA）などとの協力関係が良好ななかで実施され、有効性は高いと判断できる。

(3) 効率性：やや高い

ルワンダ側と日本側の投入が計画通り行われた結果、期待された成果が順調に達成された。既存の技能訓練センターの活用、スターターキットの現地調達などにより現地のリソースが可能な限り活用された。出口戦略に関わる各機関による策定が若干遅れているが、終了時までには策定の予定である。本プロジェクトの経験や教訓に関わる文書化は進行中である。以上から、効率性はやや高いと判断できる。

(4) インパクト：やや高い

本プロジェクトのインパクトは、波及効果が終了時評価時においても広範囲に及んで発現している。元戦闘員や一般障害者が技能訓練を受け、就労したことにより、家族とコミュニティに溶け込み、社会参加が促進された。また、元戦闘員が戦地に戻ることがないように地域社会への定着を促進した。以前は敵同士であった異なる出自の元戦闘員（国軍、旧政府軍、民兵）の和解が促進された。障害を持つ元戦闘員と一般障害者が共に技能訓練を受け、組合活動を行うことにより、相互理解が促進された。訓練を受けた修了生が、技能を一般の人々にも共有し、組合組織などを通して、コミュニティの発展にも寄与する事例が報告されている。地方政府の関係者によれば、障害者は所得を得ることが難しく、本事業が開始する前には、物乞いなどであったが、技能を身に付けることにより、他のコミュニティの組合員とともに所得向上を図るようになり、障害者自身の自立促進が顕著に進

んだ。これらの一連の事柄により、社会の障害者に対する認識が変化した。また成果1に関わる活動の結果、ルワンダにおけるバリアフリーという概念の認知拡大やバリアフリー化技術の向上に一定のインパクトを与えている。障害に関わる関連組織に対するインパクトとしては、障害関連組織間の連携ネットワーク形成の促進が挙げられる。

上位目標が3年後から5年後に達成されるかどうかは、修了生のコミュニティや社会参加の増加などに関わる調査結果が、目標値70%に対して68.3%（調査対象者1,246人中852人が有効回答）であるため、今後継続して効果が得られる可能性が高いと判断されるが、実際に、3年から5年後に達成されるためには、関係機関が修了生の社会参加を促進するために継続的に支援を行う必要があり、実効性の高い出口戦略が必須である。インパクトはやや高いと判断された。

(5) 持続性：中程度

政策の持続性については、ルワンダの障害を持つ元戦闘員と一般障害者に関わる RDRP の継続、EDPRS 2 などの政策の動向からいって持続性は高いものの、本プロジェクトの効果を持続するにあたり、組織の持続性については、組織の役割と責任に応じた出口戦略が今後具体的に策定されるか否かにかかっている。技能訓練センターの障害者の受入れ能力は向上しており、技術的観点からは問題がない。本プロジェクトが実施したのと同じレベルの技能訓練・就労支援を実施するための特別な予算が確保される予定はなく、財政的な持続性は低い。以上から、総合的に判断して本プロジェクトの持続性は中程度である。

3-3 効果発現に貢献した要因

(1) 計画内容に関すること

- ・2005年12月から技術協力プロジェクト「障害を持つ除隊兵士の社会復帰のための技能訓練プロジェクト」が先行プロジェクトとして実施されており、その経験が本プロジェクトの実施に活かされている。
- ・先行プロジェクトから JICA は RDRC とパートナーシップを醸成しており、技能訓練センターとの関係を構築してきたため、既存の技能訓練センターを活用することにより障害者に対して効果的な訓練を行い、高い有効性が得られた。
- ・障害者が学ぶ環境の整備としてバリアフリー化を進め、学びやすい環境、教え方などを向上するようにした。
- ・訓練中も障害者が訓練センターに通えるように交通費が日当として支給された。
- ・訓練終了後には、職種ごとの適切なスターターキットが提供され、組合活動等を通じて、就労をすることが促進された。

(2) 実施プロセスに関すること

- ・他の連携機関との強化のため、NCPD と WDA にフォーカルポイントを置き、連携を深めた。訓練生選定、一連のガイダンス、セミナーなどの際には、地方政府の郡レベルの障害担当者やセクターレベルの担当者、RDRC の地方機関との協力を円滑に進めた。
- ・中間レビュー以降は、多様な機関の連携を更に深めるために合同運営委員会を開始し、各技能訓練センターで実施される技能訓練や訓練修了後の就労支援についての進捗報告や課題の共有がなされた。
- ・先行プロジェクトとは異なり、本プロジェクトでは、技能訓練センターが、新たに聴覚障害者、精神障害者に対する受入れを開始した。訓練センターによっては、点字教材を

作成し、他機関との協力により視覚障害を持つ講師を雇用するなどの工夫を積極的に独自で行うようになった。

- ・運営指導調査が3回実施され、いずれもタイミング良く、実施に関わる指導がなされた。1回目の運営指導調査では、元戦闘員と一般障害者という異なる対象者に対する選定基準などについて関係機関間で調整し、2回目の運営指導調査では、プロジェクトの方向性の調整を行い、3回目では障害平等研修（Disability Equality Training：DET）が、指導者養成のために実施された。
- ・現地スタッフ（地方自治省内に設置されたプロジェクト事務所で常勤するルワンダ人スタッフ）に障害当事者を登用し、短期専門家として派遣されたバリアフリーの専門家も障害当事者であった。障害を持つ元戦闘員や一般障害者に対するプロジェクトでは、障害当事者としての視点や意見が効果的に生かされるばかりでなく、プロジェクトの受益者である障害者とのコミュニケーションを促進し、プロジェクト活動を円滑化した。

3-4 問題点及び問題を惹起した要因

(1) 計画内容に関すること

特になし。

(2) 実施プロセスに関すること

特になし。

3-5 結論

ルワンダ側と日本側双方の努力により、プロジェクト期間にいずれの成果もおおむね達成されつつある。協力内容は、政策やニーズに合致しているため妥当性が高く、プロジェクト目標はおおむね達成されていることから有効性は高い。プロジェクトの効率性は投入規模と成果の達成度の観点からみて高いものの、出口戦略の策定とプロジェクトの一連の提言や貴重な教訓の取りまとめが遅れたため、やや高いと判断された。プロジェクトの波及効果の発現は、広範囲に及んでおり、上位目標が3年後から5年後までに達成される見込みは一定程度あると判断されるため、インパクトはやや高い。政策面ではルワンダ側の政策各分野において障害者支援が強化されている。組織体制面での持続性については、RDRPⅢの延長とその後のRDRPⅣの継続が確認されている。現在のプロジェクトの効果の持続性確保については、将来の活動に対して適切な組織的な枠組みによる出口戦略の策定が具体的になされなければならない。技能訓練センターの技術的レベルは障害者の訓練生受入れに十分な知識と経験の蓄積がなされている。財政的持続性についてはプロジェクトが行った同じレベルの活動をする資金は現在確保されていない。このような観点から、総合的に判断して持続性は中程度である。

3-6 提言

I. プロジェクト終了時までにはすべき事柄

- ①本プロジェクトの具体的な出口戦略の策定の強化
- ②実務的なマニュアルとガイドランの作成
- ③各関連機関による就労支援に関わる提言の具体化
- ④本プロジェクトの活動と成果についての広報強化

II. プロジェクト終了後実施されなければならない事柄

- ①策定された出口戦略の実施
- ②障害者の社会参加のための強力な啓発活動の展開
- ③技能訓練修了生に対する継続的な就労支援と生計向上支援
- ④技能訓練修了生の追跡調査に関わる WDA の追跡調査制度の活用

3-7 教訓

- ①障害者への技能訓練・就労支援の有効性
- ②ポストコンフリクトにおける障害者支援のエントリーポイント
- ③障害を持つ元戦闘員と一般障害者への支援の類似性と相違性
- ④障害を持つ元戦闘員への支援に関わる経験の文書化の必要性
- ⑤障害者を含む組合形成の意義
- ⑥多様な障害種別の障害者の受入れ
- ⑦小規模零細事業発展のためのマネジメントの強化
- ⑧複数の関係機関が連携する研修のあり方
- ⑨平和構築支援と障害者支援分野のプロジェクトにおけるプロセス重視の支援
- ⑩予算執行に関わる事務手続き